

## 34. 大企業の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除制度における国内設備投資額に係る要件の見直し

### 1. 改正のポイント

#### (1) 趣旨・背景

収益が拡大しているにも関わらず賃上げ・投資に積極的でない大企業に対しキャッシュアウトを促すため、また、大企業に対する賃上げ及び投資促進税制について、設備投資額が増えてきている状況に鑑み、設備投資要件を強化し、賃上げへのインセンティブを通じた税制効果を発揮しやすくなるようにするため、見直すものである。

#### (2) 内容

大企業(中小企業者等以外)の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除制度における適用要件のうち、国内設備投資額に係る要件を、国内設備投資額が当期償却費総額の90%以上としていたところ、当期償却費総額の95%以上とする。

#### (3) 適用時期

適用時期は大綱からは不明である。

### 2. 改正の趣旨・背景

積極的な投資や賃上げなどの重要性は、これまでの累次の与党税制大綱で指摘されてきたところであるが、企業におけるいわゆる内部留保、特に現預金はいまなお増加してきている。

そこで、企業マインドを変革させ、果敢な経営判断を促す観点から、収益が拡大しているにも関わらず賃上げ・投資に積極的でない大企業に対し、租税特別措置の適用を停止する措置を強化するものである。

また、大企業に対する賃上げ及び投資促進税制について、設備投資額が増えてきている状況に鑑み、設備投資要件を強化し、賃上げへのインセンティブを通じた税制効果を発揮しやすくなるよう見直すものである。

### 3. 改正の内容

#### (1) 制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、適用要件(下記の表の賃上げに関する要件及び設備投資に関する要件)をすべて満たすときは、その給与等の増加額の一定割合に相当する金額を法人税額から控除することができる制度である。

#### (2) 改正前後の比較

大企業(中小企業者等(※1)以外)の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除制度における適用要件のうち設備投資に係る要件を、国内設備投資額が当期償却費総額の90%以上としていたところ、当期償却費総額の95%以上とする。

項目		改正前	改正後
適用要件	賃上げに関する要件	雇用者給与等支給額(※2) ≥ 比較雇用者給与等支給額(※3) 継続雇用者給与等支給額(※4) ≥ 継続雇用者比較給与等支給額(※5) × 103%	同左
	設備投資に関する要件	国内設備投資額(※6) ≥ 当期償却費総額(※7) × 90%	国内設備投資額 ≥ 当期減価償却費総額 × 95%
控除税額		(適用年度の雇用者給与等支給額 - 前期の雇用者給与等支給額) × 15% (注1)教育訓練費(※8)の額 ≥ 比較教育訓練費(※9)の額 × 120%の場合・・・20% (注2)控除税額は適用年度の法人税額の20%を上限とする。	同左

(※1) 中小企業者等とは、中小企業者(次の①もしくは②に掲げる法人)又は農業協同組合等をいう。

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(大規模法人に発行済株式総数等の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式総数等の3分の2以上を所有されている法人を除く)

② 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

なお、2019年(平成31年)4月1日以後に開始する事業年度においては、中小企業者のうち適用除外事業者(その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等をいう。)に該当するものは除かれている。

(※2) 雇用者給与等支給額とは、適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。

(※3) 比較雇用者給与等支給額とは、前事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。

(※4) 継続雇用者給与等支給額とは、継続雇用者(法人の適用年度及び前事業年度等の期間内の各月においてその法人の給与等の支給を受けた国内雇用者として一定のものをいう。)に対する適用年度の給与等の支給額をいう。

(※5) 継続雇用者比較給与等支給額とは、法人の継続雇用者に対する前事業年度等の給与等の支給額をいう。

(※6) 国内設備投資額とは、法人が適用年度において取得等をした国内資産でその適用年度終了の日において有するものの取得価額の合計額をいう。

(※7) 当期償却費総額とは、法人がその有する減価償却資産につき適用年度においてその償却費として損金経理をした金額(損金経理の方法又は適用年度の決算確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、過年度分の減価償却超過額の当期認容額を除く。)の合計額をいう。

(※8) 教育訓練費とは、国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるための費用であり、以下の項目が該当する。

イ: その法人が教育訓練等(教育、訓練、研修、講習その他これらに類するものをいう。)を自ら行う場合の外部講師謝金、外部施設等使用料等の費用  
ロ: 他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合のその委託費  
ハ: 他の者が行う教育訓練等に参加させる場合のその参加に要する費用

(※9) 比較教育訓練費の額とは、前期及び前々期の教育訓練費の額の年平均額をいう。

#### 4. 適用時期

大綱からは不明である。

#### 5. (参考)中小企業者等の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除制度

##### (1) 制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する中小企業者等が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、適用要件(賃上げに関する要件)をすべて満たすときは、その給与等の増加額の一定割合に相当する金額を法人税額から控除することができる制度である。

項目		内容
適用要件	賃上げに関する要件	雇用者給与等支給額 $\geq$ 比較雇用者給与等支給額 継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 101.5\%$
	控除税額	(適用年度の雇用者給与等支給額 $-$ 前期の雇用者給与等支給額) $\times 15\%$ (注1)下記の①及び②の要件を満たす場合 $\cdots 25\%$ ①継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 102.5\%$ ②以下のいずれかを満たす イ:教育訓練費の額 $\geq$ 比較教育訓練費の額 $\times 110\%$ の場合 ロ:適用年度終了の日までに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、その計画に従って、経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと (注2)控除税額は適用年度の法人税額の20%を上限とする。